

# 議会活性化特別委員会会議録

- 1 日 時 平成30年4月6日(金)  
10時03分開会 11時08分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：原 紀夫  
副委員長：桜井崇裕  
委 員：北村光明、佐藤幸一、安田 薫  
(欠席：高橋政悦)  
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員 なし
- 6 議 件  
(1) 議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入等について  
(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

- (1) 議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入等について  
・議員報酬について

委員長（原 紀夫）：議会活性化特別委員会を開会する。議会活性化特別委員会は相当数、回を重ねて皆さんにご努力を願っている。ここ3・4回は同じような議論を繰り返して、前はこれ以上どうも議論をしかねるということに至り途中で会議を切らせていただいたという経緯がある。いろいろ意見を聞くことは聞くが、このままでは終着点まではいけないということで、最終的には多数決で決めさせていただくということを含めてしっかりと申し伝えておこうと思っていたが、今日、高橋委員が欠席されているということで残念な思いである。私は高橋委員が今まで言われていたことについては逐一全く違うという考えは持っていない。高橋委員の理想とするところについては、大方の議員もそうなればよいなということとは相当大きくあるのではないかと思っている。だが、現実を見た時に他町村を見ても全くそういうかたちにはなっていない。高橋委員は一貫して他の町村を真似ることは清水町には合わないのではないかと発言しているが、近隣の町村の動きを見る必要があるし、やはり金額的にはじき出している町村については参考にしなければならないというところもあると思っている。前回の委員会では、皆さんと今話し合いをしていることについて、次期の議員に委ねてもらったほうがいいのではないかとかという意見があった。こういうことまでになると、我々が今まで20回以上やっている議論は何だったのかということにもなる。このままでは5月に行われる町民との意見交換会に向かうことができないという思いもあるので、私なりに相当悩んでいたところである。結論が見出せないままでは町民に示すわけにはいかない。我々の立場はこれから議員全員に説明し了承をもらった中で、町民の意見も聴いて、その中からまとめていかななくてはならない。期間的には12月ということにはならない。9月の定例会までには遅くとも決めて実行できるというかたちにしていかなないと、我々の苦労が水の泡になってしまうということもある。今日高橋委員が欠席しているが、今後については、そういう立場で取り組んでいきたいと思っているので、委員の皆さんによりしくご協力をいただきますようお願いをして挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

前々回の委員会では、議員報酬については「清水町議会議員の報酬の試算について」、「議員報酬（月額）『十勝標準』の試算について」、「浦幌町の『議員のなり手不足の検証』の3つの資料をもとに協議を進めることを確認している。高橋委員から町民の思いを先に聞くべきだと、白紙で臨んでもいいのではないかという話までされた。これまでの調査・検討では、過去に議会側が考えを持たないまま町民意見を聴取した際、町民から「そんなことは議会が考えることではないのか」ということまで言われた経緯もあるので、本委員会としては案をもって全員協議会に諮った上で町民の意見を聴くという方向性になっているように私は理解をしている。

議員報酬について検討するに当たり1つ目として、議員報酬の3つの資料については、議員の活動日数に応じて議員報酬額を算出する方法であり、活動日数によって報酬額を算出することについても委員の皆さんに確認をしたところ。そこで本町に合った算出方法について検討するために、本年3月末の十勝管内

の議員定数・議員報酬・期末手当の状況についての資料を事務局で用意している。今配付するのでまず目を通していただきたい。目を通すために若干休憩する。

【休憩 10:09 (資料配付)】

【再開 10:11】

委員長 : 再開する。本年3月末の十勝管内の議員定数・議員報酬・期末手当の状況の資料について質疑等はあるか。

北村委員 : 資料中、報酬等の検討状況のうち「改正予定」と「改正」の違いは。

佐藤局長 : 「改正予定」はまだ条例改正がされていないもの。「改正」は既に条例改正がされているもの。そういう使い分けをしている。中札内村は条例改正が終わっているので「改正」というかたちになっている。豊頃町も4月から実施されているので、「改正」。浦幌町は目標としては12月提案予定ということであるので「改正予定」。

北村委員 : 中札内村は「平成31年5月～」となっているが、その時に改正するというように決まっているのか。

佐藤局長 : 中札内村については、村長側から条例提案があつて、議会のほうで修正可決をしている。施行日を改選後である平成31年5月に施行するように修正可決をしている。既に議決はされているが、まだ施行はされていないという状況。

委員長 : そのほかに何か疑問点はあるか。

佐藤委員 : 音更町については特別委員会設置とあるが、これについては報酬を上げてほしいということで特別委員会を設置しているのか聞きたい。

委員長 : 新聞で大きく報道されているが、今スタートしたばかり。我々が一番最初に議論をした時に出たようなことで、上げればいいというものではないということを含めていろいろな意見が出ているということが新聞で詳細に書かれている。事務局から補足があればお願いしたい。

佐藤局長 : 特に補足はないが、委員長が言われたようにまだ金額等まで議論をしている状況ではない。新聞報道によると町民アンケートを実施してこれから具体的な協議に入るといような報道であった。

委員長 : ほかに何かあるか。

安田委員 : 清水町だけ期末手当が4.45で他所よりも多い。これがもし4.40になった時には、この資料の一番右端の年間報酬等の11番目の順位は上がってこないということか。

委員長 : そうである。

安田委員 : 音更町と比較はできないが、町村議会としての議員活動で、清水町議会と音更町議会の活動の比較は具体的にどうなっているか。日数が音更のほうが多いなどというようなことはあるか。

佐藤局長 : 活動日数について各町村別で明らかになっている資料はない。

委員長 : 資料についてはこの程度にするが、今回の議論の中でも有効に活用して頂きたい。先ほど言ったように、本町に合った算出方法について「清水町議会議員の報酬の試算について」の資料を既に配付している。平成28年度と29年度の活動の実績をベースにして事務局に算定をしてもらった。この中には議会活性化特別委員会の活動が含まれている。回数も相当数あるので、それが影響して押し上げている部分も相当あると考えた。特別委員会の分を除くとどうなるか事務局が試算をしたところ、平成28年度と29年度は同額になり、更には議会活性化特別委員会の活動を含めての平成28年度活動実績と同額になった。つまり議員報酬月額額の試算は20万3,000円という数字になったと聞いている。議会活

性化特別委員会の回数は多くやっているがそういうことだと理解してもらいたい。活動実績で算定した議員報酬の試算結果を調整するという事になれば、日常の議員活動日数のうち、住民との接触、調査研究のそれぞれ月2回を変えるによって額を調整できると事務局にも苦慮してもらっている。このことについて、当初言ったように、本町の活動実績に則ってはじき出したこの数字を使って、議員全員に周知をして町民に説明をすることがいいか。それとも後段で言ったようにもう少し日ごろの活動状況を増やして額を上乗せして、安田委員が言ったように若干期末手当で減る分について調整をするということがいいか。先ほど言った期末手当の分については後ほど皆さんに説明をして了承してもらおうと思っていたのだが、今、話が出たので話をする。今後この人事院勧告が出て、上がるということも予想される。このことを含めて考えると、うちは数字が飛びぬけている部分もあり、そこを他町村並みに調整したいということは前から言っている。そこは合わせたいという考えがあるので理解してもらいたい。

20万3千円となると、幕別町が21万2千円、芽室町が20万4千円なので、現行の芽室町に近い数字ということになる。これを示していいか。これが一番説得力のある数字だと理解するが皆さんの考えも聞かせてほしい。若い人に出てもらうにはこんなものではだめだ。やはり5、6万円くらいは増やして十勝管内のトップクラスに躍り出るくらいの数字にしたら出てくるのではないかなというような持論がある方がいれば、否定はしないので受けたいと思う。

佐藤委員：今の議員の年齢を考えるとかなり高齢である。若い人の声も吸い上げなくてはいけないということで5万円くらいの値上げはほしい。

委員長：5万円を上げると25万3千円になる。25万3千円というのは、十勝管内ではどこにもない数字で、十勝管内一になる。そのくらいのことをやってもいいという考えか。

佐藤委員：はい。

委員長：それは他の議員や町民に諮ってどうなるかは別として、そのくらい上げたほうがいいのかという考えか。

佐藤委員：そう。

委員長：他に何かあるか。

安田委員：先ほど委員長が言った額は芽室町より少し低いですが、それは議員活動を積み上げた中での数字であるので妥当かと思う。プラス、マイナスは考えながらその辺でいけば了解してくれそうな気がする。

委員長：安田委員、ベテラン議員として、佐藤委員の言われる5万円上乗せについてはどのように思うか。過去の経緯を踏まえてどうか。

安田委員：5万円違ったらかなり違いはあると思うが、それで今までやってきた生活のための仕事をしなくてもいいとは思わないと思う。生活給までは少し届かないが、議員報酬は生活給を含まないので仕方がないと思う。

委員長：北村委員はどうか。

北村委員：若い世代の議員のなり手がいないことに関して、議員報酬はそれなりの影響があると思うが、それだけではないと思う。若い人に入ってもらうためには議員・議会の持っている権能というか、成し得ることの力量が必要ではないかと思う。制度的に議員の位置を高めるということもあるが、議員自身の力量を上げるということも合わせて考えていかないと。単に報酬だけで若い人をつくるというのはどうかと思う。今日的に実際には多くの議員は年齢が高いため、いきなりそれを言ったときに、町民への理解というか、説得力のある話ができるかというと、弱いという感じがしている。

委員長：桜井委員はどうか。

桜井委員：冒頭に委員長が言われたように突出しないようなかたちの中で、議員報酬を上げることについては当然いいと思う。今の清水の現状を試算してもらったので、期末手当の部分も考えると、平均的な 4.4 くらいということになるとやはり芽室ベースの値上げ幅くらいでいいのではないかと思う。

委員長：委員全員の考えを聞いた。佐藤委員の、年齢も高くなっているということも踏まえて、5万円くらいは上げてもいいのではないかという意見については、以前からの倍くらいという意見が相当減額されての5万円である。倍であれば出てくれる人もいるのかもしれないが、5万円では変わりはないだろうと。他の町村でも議員報酬を上げれば集まるということではないということが大方の意見になっている部分もある。上げるからにはまさに生活給ということにならないと納得しないだろうと私は考えている。したがって前段で言ったように、多くの方の意見をまとめると、議員活動の日数等の調整をして試算の額を上げることをしないで、清水町の実態で計算した額の20万3千円で皆さんにお示しをして納得をしてもらう方向にするというように特別委員会としてはまとめていきたいと考えるが、それでよろしいか。佐藤委員はどうか。

佐藤委員：よろしい。

委員長：北村委員はどうか。

北村委員：それでよい。

委員長：桜井委員はどうか。

桜井委員：佐藤委員が言うように、若い人に出てもらうということで大幅に上げたらいいいのではないかという意見が特別委員会でも出ていたということのを他の議員や町民にも知らせることも必要かと思うので、そういうことも大事にしてほしい。

委員長：わかりました。それではこの分についてはそういうことでまとめたいと思う。報酬については、今決めた額で議員の皆さんに示すということでまとめた。調整はしないということである。

佐藤局長：議員報酬月額の基本20万3千円にするということで今協議していただいたが、清水町の試算の中では活動実績に基づいたパターンで①と②を示している。それぞれ役職別に金額が違うので、どちらでいくのかという辺りの議論もして頂きたい。議長・副議長・議員全てが活動実績をベースに町長の給料の割合で算出したというのが①。②というのは、議員は活動日数に応じた金額で28年度は20万3千円というのを算出して、委員長が1.1倍、副議長が1.2倍、議長が1.5倍というように議員に対して率をかけて算出した方法。①と②でそういう相違がある。

委員長：休憩する。

【休憩 10:32】

【再開 10:37】

委員長：再開する。町議会議員の報酬の試算について30年1月に使った資料であるが、この中の①、②で、議長・副議長・議員の全てが活動の日数から算出した比率で試算した場合と、議員は議員活動日数から算出した比率で試算して、議長・副議長・委員長は議員に対する率を乗じて試算した場合との二通りがある。議長は5万円ぐらいの開きがある。①のほうは、議長は35万7千円になり、これから先この数字になるような町村が出てくるということは全く予想できない。②のほうは30万5千円であるが他の町村と比べると高い額ではない。②を使って町民に説明するというのでよいか。

(「はい」との声あり。)

委員長：そのように決定する。

・政務活動費の導入について

委員長 : 次に政務活動費の導入について検討する。政務活動費については、当然活動する人が申し出た上で支払われるものである。政務活動費の導入状況の資料があるので、配付のため休憩する。

【休憩 10:41 (資料配付)】

【再開 10:42】

委員長 : お手元に資料を配付した。これは現在の道内の政務活動費の状況。十勝では音更町と鹿追町のみ。音更と鹿追については条例を制定している。音更は会派があるが月額で8,333円、鹿追は1万円という数字が出ている。私どもの町では、議員報酬も上げ、政務活動費も新たに条例を作って設けるという方向にするのか、ワンクッション置くのか、皆さんの考えを聞かせてほしい。

北村委員 : 政務活動費については一律いくらというふうに決めると議員報酬を上げるの何とも変わらないことになる。やはり活動の実態に合わせて給付されるようなかたちは取れないものか。

佐藤局長 : あくまでもこれは上限額なので当然政務活動費というのは実績に基づいて支給するもので、上限がこの金額ということで、一律ではない。

委員長 : 事務局長が言われるように一律に1万円与えるということではない。

佐藤局長 : 当然領収書も全部必要。

委員長 : 政務活動費に当たらないと判断されればだめになる。

北村委員 : 月額相当換算が1万円ということは年間に12万円まではある程度枠があるという理解でよろしいか。

委員長 : そういうことである。  
他にないか。

桜井委員 : 支給方法のその他という部分の説明を聞きたい。どういうときに支給の実態があるのか。

佐藤局長 : これは支給方法で、毎月・四半期・半年・1年ということになっているので、その他というのは多分その都度ということ。

委員長 : 1年でないところに丸がついているということは、年数に関わらないで1年になっているのかどうか。

佐藤局長 : 支給方法なので、多分これは1年に1回支給するとか四半期に1回支給するとか半年1回支給とかいうこと。その他については、この資料から具体的なことは読み取れないが、その都度などが考えられる。

桜井委員 : 鹿追町の場合、上限月1万円の範囲内で議員が政務活動費について使えるということでしょうか。

委員長 : そうである。政務活動費を清水町議会を導入するとなると議員の活動は今より密度が濃くなるか。上限でも1万円もらえるなら1万円かつちり使って活動しようとなるかどうか、皆さんはどう考えるか。私個人の見解だがうまく使って、上限まで使い切って活動しようという気になるが、どうか。

北村委員 : 議員報酬そのものに議員が議会活動をするために必要な費用という考え方が含まれているとするならば、例えば年間12万円の枠を超えてそういった活動に使うとなった場合、例えば年間で20万円くらいそういうものに使ったとしても、12万円もらえればそれでいいという考え方が成り立つかと思う。

委員長 : 以前個人的に8年間個別の新聞を出していたが、相当お金がかかる。何かの集まりのときに聞いたら当然そういうものは政務活動費に使えるという話が出たこともあった。ただ、今回は広報広聴常任委員会ができたので、町の議会広報

が密度の濃い素晴らしいものになれば私のようなやつは全く必要ないので別の活動に向くことになると思うが、そういう使い方もできる。特別委員会としてどうするか。うちの町は設けたほうがよいか設けないほうがよいか。報酬を上げるのだから今回は留め置きというほうがいいのか。十勝管内は音更と鹿追だけで、他はほとんど入っていないということなのでこれからの状況はわからないがどうか。

安田委員：音更は会派があると思うが、鹿追町は会派がないと思う。だからまるっきり個人になる。原委員長が言われたような方法で、個人で使える人はいるかもしれないが、いない人はいないで済むのであれば、報酬を上げて政務活動費も上げるとのことよりも、委員会の活動でもう少し旅費で余裕があるような仕組みにしたほうが良いと思う。

委員長：桜井委員はどうか。

桜井委員：私も政務活動費は今回はいららないと思う。

委員長：佐藤委員はどうか。

佐藤委員：政務活動費については、道議でも国のほうでもいろいろ取りただされて面倒なことになっているので、私は必要ないと思う。

委員長：しっかりとした活動をしていれば全く面倒ではない。領収書などの書類さえきちっと出せばまったく問題ない制度である。

北村委員：私は前から政務活動費はそれなりのものを活動した場合には出してもいいという考え方。確かに議員報酬と合わせてやるとなったときに、実体論としてなかなか難しい状況はあるかと思う。お金を出す以上、このことはやっていただきたいというようなものを制度として持っていないとだめかという感じもしている。

委員長：高橋委員はいないが、彼も多分同じようなことを言うのではないかと。どんと活動すればどんと出せという論法である。全体の意見を聞いた範囲では、しなければということも含めて今の段階ではどうかという気もする。今の段階では政務活動費を出さないで、議員報酬だけでということでもとめたいが、よいか。

(「よい」との声あり)

#### ・議員定数について

委員長：次に議員定数の関係について確認する。当初から広報広聴常任委員会を一つ増やし、議員報酬の試算の中でも結構な活動で20万円以上の数のはじき出されている。そこから判断すると、議員定数をこれ以上減らすことによって議員の活動状況が大変になるというのは避けたほうが良いというのが大方の意見であった。議員定数をどうするかについて、最終のまとめとして考えを一人ずつ聞きたい。

桜井委員：現状の13名でよい。

北村委員：私も同じ。今欠員が出ている状態であるし、欠席者が出ると委員長含めて各委員会が少数になってしまう。活発な委員会活動を今まで以上にするというのは難しくなる感じがするので、そのためには現状維持でいい。

委員長：議員定数の件に関しては全委員同じ感覚だと思っている。現状のとおり13名から減らさないという考えで特別委員会としてはまとめたい。

#### ・議員期末手当について

委員長：次の項目、議員の期末手当の関係に入る。清水町議会議員の期末手当は4.45月となっており、人事院勧告に準じた期末手当の月数は4.4月ということになっ

ている。清水町だけが若干上乘せされているという状況がずっと続いてきている。先ほども触れたが、以前は独自削減をした経緯があった。報酬月額を上げるのであれば、今後の期末手当については以前のように人事院勧告に準じた取り扱いという方向に改めるべきではないかということをお話している。今後人事院勧告の支給月数が引き上げになるということも考えられるということから統一して 4.4 月に改めたい。このことについて、従前どおりでよしとするか考え方をお聞かせ願いたい。

安田委員：委員長の言うとおりの 4.40 月がよい。

佐藤委員：同じくそのとおり。

北村委員：他の町村と比較するなという話もあるが、4.45 月から 4.40 月にしたときに、比較した場合に特別加算 15% というのも同じことになるのか。

佐藤局長：特別加算 15% というのは人事院勧告に準じている部分ではなくそれぞれの町の考え方でやっていることだと思う。本町の議会も 15% 加算を持っていたが行革の時に最初に凍結した。条例本文はそのままにした中で附則で凍結し、その後条例本文からも 15% 加算の部分を削除したという経緯がある。

委員長：理解できたか。それでは 4.40 月にするという方向でまとめたい。よろしいか。  
（「よい」との声あり）

委員長：その他について何かあるか。

佐藤局長：今日の決定内容を確認したい。議員報酬について、清水町の試算の②に基づいて算出したということ全員協議会に諮り、議員の報酬月額が 20 万 3 千円、委員長が 22 万 4 千円、副議長が 24 万 4 千円、議長が 30 万 5 千円という案で持っていく。説明する資料は議会活性化特別委員会の活動は除いたほうがよいか。議会活性化特別委員会の活動実績を除くと平成 28 年も 29 年も活動実績で同じ 20 万 3 千円というベースになるが、そういった資料でいいか。

委員長：資料をつけた方が皆さんが理解できるという面から見ると、堂々と出したほうがいいのではないか。先ほど言ったように議会活性化特別委員会を入れても外しても同じ数になったということなので。

北村委員：そのほかに特別委員会の活動があるということの資料をつけるということか。

佐藤局長：新しい報酬が適用されるのは改選後ということになる。改選後については議会活性化特別委員会というのはもう存在しない。その部分の実績を落とした資料で考えた。その実績で換算した金額が、議員が 20 万 3 千円で、委員長が 22 万 4 千円になるというような資料をつくるということでもいいかということ。

委員長：浦幌町が相当減らして提案している。議会活性化特別委員会は相当数やっているのですその分を外すと、試算額が相当減るのかと思っていました。ところが事務局で試算してもらったとあまり減らなかつた。活動日数で調整する方法も言った理由はそこにある。議員報酬の試算関係の資料は今事務局が言われたような方向でそろえてもらうということでもいいか。

（「よい」という声あり）

佐藤局長：政務活動費の導入については今回見送るということで。これは報酬の改正があるという理由でよいか。定数の関係については 2 常任委員会を維持するために現状の 13 人という理由でよいか。

委員長：今までの 2 つの常任委員会に広報広聴をプラスしている。従って、減らせない、減らすべきでないということ。

佐藤局長：2 常任委員会に加えて広報広聴常任委員会があり、更に議会運営委員会があるということを考えて 13 人を維持するという。最後の期末手当の部分について多分今年も人事院勧告が出る。その数字が 4.4 からアップされることもあるので、4.4 にするというよりも人事院勧告に合わせていくという結論でもよいか。



委員長：かえってその方がよい。人事院勧告の予想としては、今物価も何も上がり、今後あらゆるものが上がっていくと予想される。

加来議長：今まで期末手当についてはその都度、人事院勧告が出たときに議運に諮って検討してきた。その中で前年度までの意見を踏襲して、4.45月を尊重して全員協議会に諮って承諾してもらった。今事務局から説明があったように人事院勧告に沿ってやると、基本的にはその都度議運で協議されるかもしれないが、相談をしないで進めることができる。町が議会や臨時会で諮ったりするのと同じだが、議会としてはそのように決めていただければスムーズに進む。

委員長：今議長が言われたことを理解したか。すると今まで全員協議会や議運で協議したりしている部分は今後なくなるとのこと。その方がいいのでそのように決定する。

そのほか、総務省の「町村議会のあり方に関する研究会報告書」の概要について、うまくまとまっている資料が見つかったので、皆さんに配付する。じっくり見ていただいて、たくさん資料があるので不足があればいつでも私に言っていただきたい。資料の最後のページにあるように、現行議会のあり方を維持できることを前提に、「集中専門型」と「多数参画型」という新しい2つの議会のあり方を条例で自由に選択可能とするもの。この内容については、全国町村議会議長会でも相当厳しいクレームがついていると聞いている。どういう流れになるのかこれから見ていきたいと思うが、現行の中では当初我々が心配したように、そう簡単に決まるようなものではない。3月いっぱいまで待てないのかなどと言われたが、そういう筋のものではないということだけは理解をしていただきたい。次回の日程について調整をする。

加来議長：議会報告会と町民との意見交換会の場でこの議題を町民と相談するというのを基準に考えていくと、今回町民に説明する報酬の試算金額が決まったので、これからどれくらい財政負担が増えるのかを事務局に試算してもらった上で全員協議会に諮ったほうがよいか。それとも、この委員会をもう1回開催して、財政負担の試算を基準に話したほうがいいのか。

佐藤局長：金額は出ている。

委員長：全員協議会がいつ頃というのは事務局で腹づもりはあるのか。

佐藤局長：全員協議会は、できれば議会報告会と町民との意見交換会の役割分担や資料等について議会運営委員会の中で全て決めた段階で一緒にやった方がいいと考えている。その議会運営委員会の日程はまだ決めていない。4月下旬になるかと。

委員長：議長が心配したようなことも含めて今言われる方向でまとめたので。

佐藤局長：もしこの部分だけ先にやるというのであれば先に全員協議会をやるということも考えられる。

委員長：先にしなくていいのではないかと。今言われたようにしてほしい。私の責任で処理する。日程については、一連のものも絡むので今の中では決めないということにする。

今日の委員会はこれで閉じてよろしいか。

(「はい」という声あり)

委員長：これで議会活性化特別委員会を閉じる。今日の委員会、スムーズに皆さんの意見を頂戴し過去にない速さで終えることができた。ありがとうございました。今後ともよろしく願います。ご苦労さまでした。